

## 大和市監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年4月27日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 市長室
- 3 監査対象期間 令和4年4月～令和5年3月
- 4 監 査 年 月 日 令和5年4月27日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 財産管理に関する事務
  - (5) 補助金交付に関する事務
  - (6) 備品管理に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 交際費の経理に関する事務
  - (10) 来庁者への記念品に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか

・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されている  
ものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。